

## 令和2年度共同募金配分申請の原則

- ★ 様式を変更しておりますので、配布された文書に関しましては、必ず目をとおしていただきますようお願いいたします。
- ★ 共同募金は、募金実績によって申請額どおりに配分できないことがあります。
- ★ 申請対象は、事務費、人件費及び介護保険事業等を除き、直接対象者の処遇改善となり、緊急かつ効果的な事業として申請をして下さい。
- ★ 翌年度（令和3年度）事業の経費補足分として申請を行って下さい。
- ★ 配分事業・金額等は審査後決定しますので、事前着工・決定後の事業変更は原則的に認められませんのでご留意下さい。
- ★ 提出書類（正本と副本の2部と、Excelファイルのメール提出が必要です。）  
(メール添付がどうしても不可能な場合のみFAX送信をお願いいたします。)
  - (1) 様式（申）1号「鑑文書」
  - (2) 様式（申）3-2号施設（重点）「申請書」
- ★ 添付書類（正本と副本の2部が必要です。）
  - 【物品等購入費の場合】
    - ①見積書(写)及びカタログ(写)
    - ②令和元年度決算書
    - ③令和元年度事業報告書
    - ④令和2年度予算書
    - ⑤令和2年度事業計画書
    - ⑥定款、寄付行為または会則
    - ⑦役職員名簿
    - ⑧その他参考資料
  - 【事業費の場合】
    - ②令和元年度決算書
    - ③令和元年度事業報告書
    - ④令和2年度予算書
    - ⑤令和2年度事業計画書
    - ⑥定款、寄付行為または会則
    - ⑦役職員名簿
    - ⑧その他参考資料
  - ①の見積書(写)は今回の申請書提出時と、助成決定（令和3年3月末日郵送予定）がなされた後、事業を実施する前に再度ご提出ください。（変更がない場合は不要となります。）
  - ②～⑤について、理事会等の承認を受ける前に申請を実施した施設は、承認が済み次第ご提出ください。
- ※ 過去に申請を行い、配分を受けている場合は、精算報告書の提出が完了していることが必要となります。（直近では「平成30年度共同募金配分金 令和元年度実施事業精算報告書」となります。）提出されていない場合は配分申請を受け付けることが出来ません。
- ※ 申請書等については、配分申請の審査、決定または共同募金の広報に関わる事業等に用いることを目的とします。
- ※ 申請書については、新たな形式となっております。電子データの様式をご希望される方はお手数ですが、山梨県共同募金会のホームページより申請書の様式をダウンロードして下さい。

社会福祉法人山梨県共同募金会

甲府市北新1-2-12

TEL 055-254-8685 FAX 055-254-8684

E-mail [shinsei@akaihane-yamanashi.jp](mailto:shinsei@akaihane-yamanashi.jp)